

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度第2回行田市公民館運営審議会	
開 催 日 時	平成26年3月11日(火) 開会：午後1時30分 閉会：午後3時30分	
開 催 場 所	行田市中央公民館 第1学習室	
出 席 者 (委 員) 氏 名	・平社輝男 ・春田盛男 ・保泉欣嗣 ・岡田雪雄 ・石黒 隆 ・田口英樹 ・原 敬三 ・島田義委 ・市橋佑介 ・大川俊治 ・松井 隆 ・坂本邦孝 ・小出厚子 ・西山カツ枝 ・秋山量一 ・増野好生 ・阿久津彰男 ・宮田 隆 ・吉野音次郎 ・吉野 修	
欠 席 者 (委 員) 氏 名	・茂木功光 ・志村貞昭 ・中島伸浩	
議 長	保泉委員長	
事 務 局	宮崎中央公民館長、内藤主査、市川主事	
会 議 内 容	議案第1号 公民館使用料減免団体見直しの方向性について その他	
会 議 資 料	資料1 平成24・25年度地域公民館認定登録クラブ数 資料2 公民館クラブの利用件数・割合(23・24年度) 資料3 公民館使用料収入額 資料4 地域公民館水道光熱費等支出額 資料5 公民館使用料試算 資料6 行田市公民館使用料 資料7 県内公民館使用料減免団体調査集計表 資料8 行田市公民館条例・管理規則(抜粋) 資料9 市内公共施設使用料減免規定 資料10 今後のスケジュール(案) 資料11 地域公民館における個人利用実態調査	
そ の 他 必 要 事 項	傍聴人なし	
会議録の 確 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 記 名 押 印
	平成26年 5月 8日	保 泉 欣 嗣 ㊟

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	<p>1 開会</p> <p>館長は別の案件への対応のため遅れての出席となる。委員の皆様にはご了承ください。</p> <p>本日、3名の方から欠席の連絡をいただいている。出席者多数により、これより審議会を開催させていただく。開会に先立ち市民憲章の唱和を行う。</p>
委員長	<p>2 あいさつ</p> <p>年度末の大変ご多忙の中、委員の皆様には出席いただき感謝申し上げます。今年は記録的な雪に見舞われた年であったが、ようやく今日あたりは春の訪れが感じられる時期となった。</p> <p>この審議会は昨年7月に第1回の会議を開催したが、年度末が間近に迫っての本日の会議である。本日の議題は大変重要な案件であるので、委員の皆様の忌憚のない意見、発言を期待している。</p> <p>年度末になると、人の動き、年々歳々花相似たり歳々年々人同じからず、大変人事の動きが活発になる時期である。聞き及ぶところ、行政の方もあと2週間ほどで人事の内示があるようだ。</p> <p>また、本日は、皆様忘れもしない東日本大震災が発生して奇しくも3年目である。未だ復興もままならない状況であるが、2万人以上の犠牲者が出た日本にとって悲しく痛ましい災害であった。3年前の午後2時46分に地震が発生したわけであるが、本日は地震発生時刻となったら皆様と共に犠牲者の方々に黙祷を捧げたい。協力をお願いする。簡単ではあるが、本日の出席に対しお礼申し上げあいさつとさせていただきます。</p>
事務局	<p>これより議事に入るが議事進行については、行田市公民館運営審議会条例第4条第2項の規定に基づき保泉委員長に議長をお願いする。</p>
議 長	<p>3 議事</p> <p>では、何分にも行き届かない議長役であるが、皆様の慎重な審議、意見を賜りながら進めさせていただく。</p> <p>本日の議案はその他を含めて二つであるが、議案第1号は私たち市民にとっても大変重要な案件であるので、もし傍聴人がいれば、傍聴を委員の皆様にお認めいただきたいと思いますと思うがよろしいか。</p>

議 長	特に異議はないようなので傍聴人がいれば事務局より案内してもらいたい。
事務局	傍聴人はなし。
議 長	よろしいか。公開するというので事務局に確認してもらった。 では、本日の議事に入る。議案第1号公民館使用料減免団体の見直しの方向性について事務局に説明をお願いする。
事務局	<p>では、資料に基づき説明する。まず資料1であるが24年度、25年度の地域公民館登録クラブのクラブ数である。16館全体で24年度は365団体、25年度は359団体が登録されており、若干の減少傾向となっている。</p> <p>登録クラブの多い館は、順に忍・行田公民館、持田公民館、長野公民館、太井公民館の順となっている。</p> <p>次に資料2をご覧ください。23年度と24年度の中央公民館を含めたそれぞれの館の年間総利用件数に占める公民館登録クラブの利用件数、割合である。23年度は地域公民館16館の総利用件数が15,701件、その内、クラブの利用件数が10,006件であった。割合で見ると63.7%である。中央公民館を含めた総利用件数は19,303件で、その内、クラブの利用件数が10,971件であった。クラブ利用の割合は56.8%である。</p> <p>24年度をみると地域公民館16館の総利用件数が15,957件その内、クラブの利用件数が10,249件、割合が64.2%である。中央公民館を含めた総利用件数が19,693件、その内、クラブの利用件数が11,352件、割合は57.6%である。利用率の多い館では、クラブ利用の割合が7割を超えている館もみられる。また、中央公民館を含めた利用割合でも半数以上が公民館クラブの利用実績となっている。</p> <p>次に資料3をお願いしたい。過去5年間の中央公民館、地域公民館の使用料収入額である。年度によって若干の変動はあるが、中央公民館は170万円台から210万円台で推移している。また、地域公民館は22年度までは15館分、23年度からは桜ヶ丘公民館のオープンにより16館体制となり、使用料収入は130万円台から190万円台で推移している。</p> <p>次に資料4をお願いしたい。地域公民館関係の過去5年間の水道光</p>

熱費等の支出額である。まず、電気料をみていただくと使用料の多い年で1,694万円、少ない年でも1,463万円となっており、水道光熱費の中でもひととき大きな比重を占めている。水道料は、年によってかなり増減があるが、多い年では約120万円の支出額である。

また、ガス料は都市ガスが50万円台から80万円台の支出額、LPガスが毎年40万円台の支出額である。老朽化や経年劣化に伴う修繕に係る費用も年々増加している。特に空調機器や雨漏りなど一旦不具合が生じると多額の費用を要する修繕が増加しており、厳しい財政事情により十分な対応を取ることが難しい状況となっている。

修繕料については、毎年度、当初予算では不足が生じる状況となっており、緊急性の高いものは予算流用により、また、多額の費用が掛かる大きな修繕は補正予算により対応しているのが実情である。

また、備品購入費の支出は、展示用パネルや会議用テーブル等の老朽化による買い替えや不足分の購入などの経費である。21年度と23年度に支出額が多くなっているのは、21年度については、地上デジタル化により各公民館に地デジ対応TVを整備したため、また、23年度は桜ヶ丘公民館のオープンに伴う備品を購入したために金額が突出して増加しているものである。実際には地域公民館からの要望は、この決算額の数倍の備品購入の要望が毎年度出ているが、実際の対応は積み残しが多く利用者にも不便を掛けているのが実情である。

次に資料5をお願いしたい。現在、使用料免除により各館を利用している公民館登録クラブの有料化を想定した場合の使用料収入を各クラブの利用実績から概算で試算したものである。表の左側が使用料を100%いただいたと想定した場合である。中央公民館を含めると17館で約2,000万円、2分の1を免除したと想定した場合は約1,000万円という額になるものである。クラブ数や地域の規模等によってかなりの開きがあるが、全額徴収の場合では少ない館で20万円台、多い館では400万円を超える試算額となっている。

次に資料6をお願いしたい。市内公民館17館の各館の部屋ごとの使用料の一覧表である。表の左側が条例に規定する使用料、右側の網掛けをしてある部分が半額免除後の使用料である。参考にご覧いただきたい。

次に資料7をお願いしたい。24年度に調査した県内市町村の公民館使用料の条例・規則の減免規定の状況である。この中で公民館クラブが利用した場合の県内の減免の状況をみると、有料で100%を徴収している市町村が23、半額を免除している市町村が8、全額免除

の市町村が22となっている。また、今後、見直しを予定していると回答のあった市町村が7であった。参考として一番後ろのページに県内の市町村の公民館数の一覧表を添付してある。これをみていただくと行田市の場合は、人口8万5千人であるが、地域公民館は各小学校区に1館の配置であり16館となっている。一方、他の市町村の状況を見ると人口56万人の川越市が19館、人口32万人の越谷市が13館、人口23万人の春日部市が18館、近隣では人口14万人の深谷市が12館の設置数となっており、県内の市町村の自治体の規模からみた公民館設置数では行田市は上位に位置づけられている。

次に資料8をお願いしたい。1ページは行田市公民館条例の使用料及び使用料減免規定、行田市公民館管理規則の使用料の減免の基準の規定を抜粋したものである。次のページがこれらの公民館条例、規則に基づいて現状減免されている団体の一部を例示して列挙したものである。

次に資料9をお願いしたい。市内公共施設の管理規則の使用料減免の関係規定を抜粋したものである。これらの規則をみていくと、利用料を免除できるものとしているのは、市が利用するとき、また、使用料の50%を減ずることができるものとしているのは、市が行う事業又は行事に協賛する団体がその目的のために利用するとき、あるいは、公共的団体がその本来の活動目的に利用するときなどである。

ただ今、お示した資料に基づいてご説明申し上げたとおり、本市の地域公民館は建設後30年以上を経過した建物が多く、老朽化や経年劣化により、修繕等の必要な箇所が増加する一方、備品等についても老朽化により、買い替えや不足分の補充等を必要とするものが多く見受けられ、厳しい財政状況が続く中で、十分な対応を取ることが年々難しい状況になりつつある。こうした状況に対応するため使用料の見直しを図ることによる増収分を維持管理費の財源の一部として確保できるよう努めていきたいと考えている。公民館使用料については、受益者と非受益者間の負担の公平性・公正性の確保、公共サービスに係るコストの一部負担、公民館利用者の利便性の向上、利用環境の充実を図るため、利用者にとって過大な負担とならないように配慮しながら、利用者の適切な費用負担、応分の負担という観点から、その額について検討を重ねた。その結果、公民館登録クラブは、公民館における館内整理や清掃などの協力、また、除草作業や剪定作業、空き缶拾いなど、公民館や地域においてボランティア、奉仕活動などを実施していただいている。こうした日頃から公民館の管理運営に協力をいた

<p>議 長</p>	<p>だいている点などを鑑みて、公民館登録クラブに負担いただく使用料については、規定使用料の2分の1の額の負担を見直し（案）の方向性として提案させていただくものである。</p> <p>最後に資料10についてであるが、ただ今の方向性を踏まえた今後のスケジュール（案）についてであるが、本日、見直し（案）の方向性についてお示しし、委員の皆様へ審議・検討をいただき、また、本日の協議内容を地元へ帰りそれぞれの地域の意見等を集約いただきたい。そうした意見等を踏まえた上で、次年度、5月中旬に予定している第1回の審議会で最終的な方向性を議論していただき、その後、答申に応じ必要があれば条例・規則改正（案）の作成、新年度予算要求への反映、条例改正（案）の議会上程、そして、27年4月から新たな見直し後の使用料の適用というような流れの今後のスケジュール（案）である。</p> <p>議案第1号の公民館使用料減免団体見直しの方向性についての説明は以上である。委員の皆様へ審議をよろしく願います。</p> <p>大変細かな資料を作成してもらった事務局に感謝する。この第1号議案は3年ほど前から審議されてきていたが、大変難しい問題であるとともに、本日配布された資料のようなものが提示されておらず判断材料がなかったというのが過去3年間で結論に至らなかった理由ではないかと思われる。ただ今の説明の中で、かなり細かい資料を拝見しながら議長として一つ感じたことは、最後のほうで説明のあった市の人口割合に対する公民館数をみると行田市の場合は大変恵まれていることを実感した。公民館は大変有用、有益な施設であり設置数が多いことは市民にとって大変ありがたいことであるが、一方、人間の体と同じで行田市の公民館は建設されてから、相当の年数が経過し、経年劣化による補修、損傷、損耗、そういったものが非常に大きくなってきている。やはり年数が経過してくると、補修費、改修費の負担が多くなる。それから、私が公民館の運営委員の一人として感じるのが、建物を維持管理する上で、利用者が快適に気持ちよく施設を利用するには、水道料とか電気料とかそうしたランニングコストが莫大に掛かっていることを認識しなければならないと本日の配布資料と今の事務局の説明で感じた。大変大事な案件である。今の事務局の説明によると、遅くとも26年度第1回目の5月の審議会でほぼ結論の方向にもっていきたいというスケジュール（案）であり、一つの方向性だけは見出ししていかなければならないと思う。</p>
------------	--

<p>委員</p>	<p>意見、質問等承りたい。質問の際は、どの資料に基づいて答えてほしいのかをいってほしい。事務局もしっかりと質問に対して説明した上で対応に当たっていただきたい。では、本議案について皆様の質問、意見を賜りたいと思う。発言をお願いします。</p> <p>各公民館の使用料がそれぞれ規定されているが、この金額の根拠はどのような考え方に基づいているのかが1点、例えば同じホールでも館によって若干使用料が違っている。もう1点は、資料8の使用料規定のことで、現在減免されている公民館クラブは条例・規則のどの規定に基づいているのかお尋ねしたい。あと1点は意見である。資料4で各年度の維持管理のための電気料、水道料、ガス料、燃料費の実績が出ているが、これらが館の維持管理のための主要なものであるが、使用料を徴収するならこの館の維持管理に充当するという考え方がいいのではないかと考えている。電気料については市内の防犯灯がLED化されたが、公民館の電気料を低減する策として、そういう技術を使って何かやれるのか、やれるとすればそれをやった結果、どのくらい電気料を減らせるのかなどを検討してみてはいかがか。これが意見である。以上である。</p>
<p>議長</p>	<p>今の発言、意見もあつたが使用料と資料8についての質問について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の質問であるが、公民館条例に各館の部屋の使用料が規定されており、館の規模、部屋の面積等が使用料の算定基準となっている。</p>
<p>委員</p>	<p>規模によって決まっているという考え方か？</p>
<p>事務局</p>	<p>そのとおりである。部屋の大きさ等で決まっている。何平米から何平米でいくらになるとか。ホール、会議室、和室などそうであり、館によって若干の違いがある。</p>
<p>委員</p>	<p>了解した。</p>
<p>事務局</p>	<p>もう1点の質問、免除の根拠については公民館条例の中で減免できる条件が定められている。</p>

委員	資料 8 の中には記載されていないのか。
事務局	公民館管理規則に減免できる基準が規定されている。具体的な団体については公民館で認定している。
委員	了解した。
委員	<p>本日はいろいろな資料を用意してもらい細かい説明を受けてよかったと思っている。ただ、会議資料についてできれば完成した時点で遅くとも会議の 3 日位前には送付してもらいたい。会議当日に資料を見てもすぐに質問等は出てこない。そのことを委員長にお願いしたい。次回の会議には各委員に前もって資料を送付してほしい。本日、使用料の減免規定の見直しについて皆さんに集まってもらったということは、市の方針として有料化したいというのが本音かと思う。公民館という施設の趣旨からいえば、本来は無料で市民に幅広く利用してもらうのが基本である。地区によって大きい地区と小さい地区で使用の頻度も違って来るし、住民の年齢別の構成も随分違う。公民館の活用の仕方も随分違うと思う。一概にこれを有料化したいといわれても、地区によっては公民館活動が現在の半分くらいになってしまうといったような意見もあるかと思う。しかし、地域事情を考慮して地区別で使用料を改定する、それぞれの地区の公民館によって使用料が高い、安いというのは市としてはできないことである。基本的に最低このくらいの額を基本とするということが出てくると思う。地域ごとの格差に対して何か特別な配慮ができるのかどうかということがある。今、3 月議会で来年度予算を審議していることと思うが、聞いたところによると、各地域公民館の助成金が少し減額になるらしいということ聞いた。そういう動きはあるのか。その辺についてお尋ねしたい。</p>
議長	<p>まず私に対する要望として整理していくと、一つ目は資料が出来次第早めに送付してほしいということであるが、私自身も資料は本日初めて目にしたので、予め資料をいただいているわけではない。私からも事務局にお願いしたいと思っている。年度末でもあり大変忙しいこととは思うが、本日のような重要案件の資料はなるべく早く各委員の皆様へ開催日の 1 週間から 10 日前くらいに配布してほしい。</p> <p>2 つ目、これは非常に的を射た意見だと思うが、公民館の使用料については、地域の差、会員の大きな組織のある公民館、また、稼働率</p>

	<p>の低い館、高い館、そのように地区によって差がある。今の意見の趣旨は使用料に格差をつけることができるかということ、有料化するにしても、こうした公の施設の使用料というのは、原則は公平でなければいけないので、A地区は安く、B地区は高い使用料というのは、私は個人的には大変難しい問題ではないかと思う。図らずも先ほどの発言のとおり、公の施設であるから誰が使うにしても原則的に無料、個人利用は別としてグループとかサークルの利用の場合、あくまでも公平であるべきである。</p> <p>最後の質問である公民館に関わる費用のことだが、メンテナンス、管理費用だと思うが26年度の予算から減るのではないかという。これについては資料もないし事務局で調べてもらうしかない。予算がどの程度、何の理由で減らされるのか、あるいは増えないのか、それについては事務局で調べてもらって然るべき答えをいただきたいと思う。今のような答弁内容でよろしいか。</p>
委員	<p>了解した。</p>
議長	<p>他に意見、質問等あるか。反対意見、賛成意見、出してもらいたい。会議録にもきちんと載せなければならない。いずれにしても方向性をそろそろ見出さなければならない時期に来ている。</p>
委員	<p>先ほどの電気料、光熱費を通減する方法について、LED化するか何か考えているかについて事務局が答えていない。</p>
事務局	<p>先ほど答弁もれがあった。失礼した。この中央公民館も建設してから10年が経過する中で昨年大規模に蛍光管のLED化を図った。地域公民館はすぐにはできないが、そうしたことも視野に入れて、経費の抑制、削減に今後努めていかなくてはならないと思っている。16公民館についても、そうした部分について今後検討していきたいと思う。委員の皆様にも一緒に考えてもらえればありがたい。よろしく願います。</p>
議長	<p>よろしいか。</p>
委員	<p>将来建替える際はやると思うが、現在のものでも電気料を抑えるために、これをやれば工事費は掛かるが電気料は削減できるという方策、</p>

	<p>そういうことをやって効果があるのかないのか、あるとすればそういう方向性もあるのではないか。電気料を抑える方策で新しい技術で効果があるものを検討したほうがよい。それをできるならばやるということ、そういう意見である。とりあえず納得した。</p>
議 長	<p>今のは質問、それとも意見でよろしいか。</p>
委 員	<p>意見である。</p>
議 長	<p>では、委員からこういう意見が出たことを会議録にきちんと残してもらいたい。今の件で事務局からは何かあるか。</p>
事務局	<p>補足させていただくと、先ほど平成23年度に桜ヶ丘公民館がオープンした話があったが、桜ヶ丘公民館は屋根上に太陽光発電のパネルが設置してあり、自家発電で館の利用電力を賄うと共に余剰電力を東京電力に売る売電行為もやっている。これと同じことを昭和50年代に建設した公民館の屋根上にパネルを載せられるかということ、費用対効果の関係とか、あるいは公民館の経年劣化などもあり一概には言えない部分もある。その辺は少し勉強の時間をいただきたい。</p>
委 員	<p>やはり、ここまで出てくると市が有料化したいのがありありとしてわかる。この試算、いくら入りますという、それとクラブ活動が衰退するのを天秤にかけてどちらがいいのかということでも、条例を変えてまで視野に入っているということになれば、そちらの方向だと思う。一部のクラブ員にこの話をしているが、やはり、税金を払う。それと私の須加地区では地区費として、公民館の運営に一世帯970円いただいている。前々回も言ったとおり、春の総会のとくと秋の文化祭のときには除草の手伝いもしてもらっている。うどんクラブには敬老会のとくにも手伝っていただいている。そういう形でいろいろ公民館活動とか地域の活動をやらしてもらって、なおかつ、その上使用料も取るのかという意見も出ている。少し方向性が違うのかも知れないが、まず、クラブを作るときに公民館で講座を開くが、講座の講師謝礼は市の負担である。3年経つと自主クラブに移行すると講師料はクラブ持ちになる。このクラブの講師の謝金というのが結構な金額だと個人的には思っている。そういうことでクラブからは使用料を取るにしても、別の面で講師料を抑えるとか、あるいはそれを補助していただくとか</p>

<p>議長</p>	<p>いう形で負担が急に増えないような処置をぜひ考えていただきたい。</p> <p>今の意見、本当にもっともな意見である。地域によっては、みんなで公民館を少しでも使いやすくするために無償で除草もし、所謂使役というが、大変な貢献をしているにも拘らず使用料が有料化されるというのは非常に矛盾を感じるという意見である。これも本当に全うな意見で反対意見ではなく建設的な意見であるから、きちんと会議録に載せていただきたい。有料化に向けてさまざまなことを検討し、血のにじむような努力をした結果、有料化せざるを得ないという、そこに一番大事な落としどころがあると思うので、ぜひただ今のような意見、一つではないと思うが、簡単に有料化できるわけではないので、今後、来月からの消費税もそうであるが、いろいろな意味で十分慎重のうえにも慎重に最終的な方向性を見出していただくのがよろしいと思う。確かに公民館を少しでも利用しやすく、また、地域のために一生懸命になって汗をかいていただいている方もたくさんおられるわけである。しかも今の話だと、一世帯970円いただいているという話なので、そのこともやはり意見として会議録に載せていただくのは当然であるが、十分に絞り込んで最終的な方向に、5月に予定の審議会開催までに先ほどいただいた資料のスケジュール（案）の矢印にまだ踏まなければならないステップもあるから、そういった段階を経てから最終的な方向にもっていければと思う。なかなか両論併記というのは難しいが、しかし、世の中には賛成もあれば反対もある。それから、流れにどうしても従わざるを得ない、そうしたケースもあるので十分細かな意見を出していただき、最終的に実のある結論にもっていただきたい。他に関連質問等何かあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>各地域にある公民館については、市街地に近い公民館と農村部の公民館では運営を支える実態が極端に違うと思う。私たちの地区は一世帯千円を公民館運営に負担している。聞くところによると地域によっては数十円から100円未満の程度の負担というところもあるようだ。そういう地域の実態が違う、須加地区もかなり負担しているようであるが、先ほどの委員が言われたように、その上、北河原の住民たちにクラブも有料化する、使用料を取ることになると社会教育の場が北河原から失われてしまう。地元の負担がかなり多いところへもってきて、さらに負担が増える。しかし、一つのクラブの人数が20～30人というクラブはいいが、北河原では会員10人前後の</p>

	<p>クラブで使用料を払っていく、講師料も払うという、クラブの参加者がほとんどいなくなってしまう。社会教育の場を地域から消してしまうのではないか。公民館に集まることによって人と人との交流、そうでなくとも今、絆が薄れつつあるといわれている。そういうものまで奪っていくような施策は行政としていかがなものかと思う。公民館を支える地域の実態を考えないで一律に有料だ、あるいは、半額負担だというのはいかがなものか。資料7の埼玉県内の公民館クラブの減免状況をみると有料のところもあるが、まだ、無料のところもかなりあるし、見直しの予定がないところもかなりある。それを行田市があえてやろうとする、財政的に厳しいのはわかるが、地域の社会教育の場を奪うような形の方向性というのはいかがなものか。</p>
<p>議 長</p>	<p>今の意見も大変大事なことで、先程来出ているがやはり地域差というのが、もちろん、地域によって上とか下とかいうのではなく、地域によっては違いがあるということをまず理解しなければならない。まだ、有料化すると決定したわけではない。いろいろな意見を審議しなければならないのがこの審議会である。これからたくさんステップを踏まなければならないと思う。先程来出ているように本来公共施設というのは無料が当たり前のことで、その上に立って管理費、建物が老朽化するに当たっての対応、それをどうするかということを私たちが審議すべきことである。ただ今の意見も決して少数派とかいうことではなくて、地域の存在意義、地域性の違いをお互いに理解しなければならない。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号で委員の皆様には方向付けをしてもらおうと思っている趣旨は、公民館使用料の減免団体の見直しが主である。当然派生的には公民館使用料をどうするのかという部分も出てくると思う。議案第1号で目指しているところは、減免団体が複数あるが各地域の公民館が認定している団体、あるいは、認定していない非公式の団体、あるいは自治会関係とか公的な団体も含めてあるかと思うが、公民館の建て屋が古くなって使い勝手の問題とかいろいろある中で、今後は公民館の使用料の減免団体から少しは使用料をいただいてもいいのではないかと、そういうところで今回皆様に答申していただく部分がそこがネックとなってくるので、意見が派生していろいろなところで有料化の問題とかにいくのは結構であるが、その辺で誤解があると困るので発言させていただいた。</p>

議 長	<p>只今の意見、冒頭に申し上げたとおり、3年も前からこの問題をどうするのかということが皆様の頭の中にある。どうしても利用団体の減免をどうするかという、議案はそうなる、念頭には3年も前からいずれはこういう時期が来るのではないかとことを皆様お持ちになっているから、先ほどの委員の発言にもあったが、やはり、それは無理もないことである。皆様には頭の中では、もうそろそろ議論の伯仲する時期がくるのではないかとそういう気持ちがあるからお尋ねになったので、それは事務局でも理解いただいたうえで、本来の本日の議案である使用料減免団体の見直しについて議論を尽くしたいと思う。</p>
委 員	<p>昨年の審議会は欠席だったが議事録を見ながら考えてきた。3年も前から各公民館の有料化、受益者負担というのは、当然何かの形でなくてはならない時期がくると思っていた。それについてはクラブを有料化するとか、そういうことではなくて、基本的には電気料がものすごくネックになっていると感じている。今、LED化が進んでいるというがLED化していくにも時間が掛かる。ただどの団体が使おうが電気料だけは負担してほしいと思っている。</p>
委 員	<p>利用団体によっては目的別の施設があるのだから、そういった団体を減免団体から外してはどうかと言ったら、事務局から条例で決まっているので外せないと言われたので、それでは見直しの議論は進まないと感じた。コストの話も出たが、仮に登録団体から半額の使用料を徴収したとして、約1千万円の増収に対して、事務局がどのような効果を見込んでいるのか教えてほしい。各世帯から公民館運営のための地区費をいただいているが、先ほど説明のあった光熱費はそこから支出しているわけではない。どのような収入があってどのような支出があるのか仕分けしておかないと有耶無耶になってしまう。</p>
議 長	<p>本日の主旨は条例を改正すること、そして現在の減免団体の見直しを図ることである。委員の皆様は審議していただき、意見がまとまれば条例の改正に持っていきたいと考えている。</p>
事務局	<p>先ほどの光熱費や使用料と施設の維持管理については、増収分の使用料で施設の維持管理費を賄おうというのではなく、あくまで市の歳入になるものである。エアコンの使用等に料金を課す自治体もある</p>

	<p>が、それも市の歳入になる。地区費は市の歳入と関係のない地域の互助会のようなものと認識している。そのため、取扱いは市費と異なる。条例についても該当クラブが減免されるということではなく、あくまで教育委員会が減免を認めるという制度を設けているだけである。これまで教育委員会が減免を認めた団体については資料の別表に記してある。現在では、この減免団体が急増しており、その見直しを委員の皆様にお諮りしている。</p>
<p>委員</p>	<p>条例ではなく管理規則を改正するのではないのか。そのためには、この運営委員会なり館長会議なりの場である程度案を出し合い、それについて承認してもらう必要がある。</p>
<p>委員</p>	<p>公民館の設備や備品に不備が出ているとの報告があったが、試算として出ている1千万円を仮に徴収できたとしても、それは館の維持管理に供するものではなく、市の歳入になり、その分が地域公民館に返ってくるものではないとのことである。</p>
<p>事務局</p>	<p>市では、各部課が予算要求したものを財政課や定例議会で判断して予算措置をする。設備や備品の不備についても要求は出すが、査定を経て予算配当される。そのため、公民館で徴収した金額が歳入として計上されても、それがそのまま公民館関係費として予算配当されるわけではない。</p>
<p>委員</p>	<p>地域で説明する際にそれを伝えても納得してもらえないとは思えない。減免団体を見直すといっても今この場でそれを協議するのは不可能ではないか。減免団体全てを一旦白紙に戻して見直すというのはいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>地域の各世帯から地区費を徴収しているが、公民館を利用するのはその中の一部の人である。そういった点を考慮すると、受益者に負担を課すべきだとも思う。ただ、叩き台がないと話ができないので、公民館としての考えや見直し案を提示してもらいたい。次回の開催には間に合わせてもらいたい。</p>
<p>議長</p>	<p>中間での意見のまとめであるが、減免団体を見直す上で一度ゼロにするという考え方がひとつ、25年度中に減免の根拠と基準を示すと</p>

	<p>いう考え方がひとつである。公平性に則った最低限の受益者負担をお願いしたい。事務局には意見を取りまとめてもらい、次回に生かしてほしい。</p>
委員	<p>地域の各自治会から運営資金をいただいているのであるから、自治会に関係する団体には減免措置を講じ、それ以外の団体は有料とするぐらいの差をつけたほうが良い。そうでないと不公平が生じる。</p>
議長	<p>自治会等の公共性のある団体は無料にすべきであり、それ以外は有料にすべきという意見である。他に関連意見はあるか。</p>
事務局	<p>市が共同主催、または後援するときという括りで減免を許可している団体があるが、それに該当しない場合の利用がある。そのため、同一団体であっても使用料が発生する時と発生しない時があり、職員や利用者の双方で認識があやふやな部分がある。</p>
委員	<p>地域の公民館活動は市から補助金等をもたらしておらず、運営は地域が主体となって行っているのだから、認可団体といえども地域と無関係の団体が公民館を使うことは適切ではない。商工センターやコミュニティセンターもあるのだから、そこを使えば良い。地域公民館の運営について極端なことを言えば、職員の選任についても地域に決定権があるべきだとも思う。</p>
委員	<p>地域公民館を地域が応援しているのはご存知のとおりだと思う。学習施設であるのだから、生涯学習サークルが無料でも良いと思うが、それも限界があるのではないか。お金を出すのも地域、公民館長も地域の方、運営委員も地域の方である。これほど多くの減免団体があるとは知らなかった。私たちは他の利用団体のために地区として負担をしているわけではない。このままでは公民館を運営していくことが難しくなってくる。</p>
議長	<p>減免団体の見直しという大事な協議に、それを認定する基準や要領について見落としていた。そういったものはあるのか。</p>
事務局	<p>配布している公民館減免団体一覧に掲載されている団体については、市長部局やひとつくり支援課などからの要請によるものである。</p>

	<p>要請に基づき例規に照らし合わせ判断している。</p>
委員	<p>条例や規則の改正をとという意見だがそれは簡単にできることなのか。また、改正とはどの部分をどのように変えることを言っているのか。</p>
委員	<p>条例や規則には具体性がない。各公民館長の裁量によって判断している部分が往々にしてあるのではないか。地域公民館長が認めたものに対して、中央公民館長が異議を唱えることは、本来ないはずである。現在は減免規定に基づいて判断するしかない状態である。事務局には一刻も早く減免団体の規定や基準を見直ししてもらいたい。解決の方法はそれしかないと思う。</p>
委員	<p>今の状態で議論を交わしても堂々巡りである。</p>
委員	<p>見直しも受益者負担も大いに結構である。しかし、市内一斉に同じ基準を適用するというのは、地域の力が均一であればこそである。地域によって支える力に大きな違いがある。公平性を求めるあまり、結果的に不公平になることもあると思うがそれをどう考えるのか。</p>
議長	<p>地域の特性を斟酌した上で公平性を考えてほしいという意見である。では、減免団体の見直しに絞って考えてはどうだろうか。団体の負担の割合ということではなく、見直しそのものについては賛同してもらえるだろうか。</p>
委員	<p>異論はない。</p>
議長	<p>減免団体の見直しについて賛同を得ることができた。受益者負担の件についても大きな問題であるが、減免団体の見直しとは分けて考えるべきである。条例規則の改正についても必要であれば改正案を出すべきである。議案第1号についてはこのようなところよろしいか。 次に、その他について事務局より説明をお願いする。</p>
事務局	<p>配布した資料ナンバー11を見てもらいたい。これは、2月に実施した第4回館長会議の際に、各館長に配布したアンケートである。各公民館の利用形態には若干の違いがあり、その中で個人利用の許可・</p>

	<p>不許可について問うたものである。アンケートによると利用実態と館長の考えに若干の齟齬があるようである。より発展した調査も継続して行っている。議案第1号にも結びつく問題であるが、本来、団体での利用が公民館の利用形態であるが、有料で個人利用に供しているところもある。しかし、その対応が公民館によって異なっているため、今後足並みを揃えていかななくてはならない。他の自治体の実態についても調査を進めているので、改めて問題提起させてもらう。</p>
<p>委員</p>	<p>個人で利用する施設として集会所がある。公民館を個人で利用するのであれば、何のための集会所か分からない。公民館はクラブ等の団体が利用する施設であり、集会所は個人間のコミュニケーションに利用する場として設置してあるのだから、その棲み分けをはっきりしてもらいたい。長野公民館や桜ヶ丘公民館において個人の公民館利用を認めていないのは各地域に集会所があるからである。</p>
<p>事務局</p>	<p>公民館の個人利用を認めている自治体では、利用予約の期間を短くする等の制限を設けているようである。</p>
<p>議長</p>	<p>何事も曖昧な状態というのが一番良くない。議案第1号についてもそうだが、線引きははっきりしなくてはならない。</p>
<p>委員</p>	<p>個人利用であっても利用目的が講座、ひいてはクラブに発展するものであれば、育成という観点から認めても良いのではないか。始めから団体として活動することは難しい。目的を重視した判断を公民館長が下すことができれば、個人利用を無下にすることはないと考える。人を育てるのも公民館の大事な使命のひとつである。</p>
<p>委員</p>	<p>個人利用は認めるべきではないと思うが、何をもって個人利用とするのかの見極めが必要である。</p>
<p>議長</p>	<p>これも基準の問題である。個人利用を育成段階として考えるのかどうか基準を設けて委員会に諮りたい。</p>
<p>委員</p>	<p>南河原公民館の耐震化改修の関係で、南河原支所に公民館機能を移してはどうかという話を市政懇談会の場で提案した際に、市長から良い提案であると言われた。しかし、その後の市の方向性は、予定通り</p>

	<p>改修工事を行うというものである。支所は立派な建物であるのだから、公共のために役立ててほしい。</p>
議 長	<p>地域の代表としての意見である。地元公民館の今後のことを考えての意見であるので、ぜひ力添えや助言をいただきたい。</p> <p>他に意見、質疑等あるか。特にないようである。</p> <p>本日は、長時間にわたり慎重審議いただき感謝申し上げます。これをもって議長の役を降ろさせてもらおう。</p>
事務局	<p>次回の開催については、委員長と調整をさせていただき改めて連絡させていただく。それでは、閉会の言葉を市橋副委員長にお願いする。</p>
副委員長	<p>議案第1号については、方向性を見出すことができた。受益者の負担についても話が及んだが、全ての館で同一の負担をするのは不公平感が生じ難しい面もある。それぞれ地域の特性を考慮し応分の負担を決めていくことができれば良いと思う。本日の長時間にわたる活発な意見交換に感謝申し上げ閉会とする。</p>